

カメラアングル CAMERA ANGLE

住みたいまちはみんなで作る 「あめに亭」完成を祝ってだんごまき

8月23日、木津農村公園内に建てられた四阿「あめに亭」の竣工式が行われ、およそ250名の住民が参加しました。式では、アメニティ協議会の石井会長より「みなさまのご協力で完成しました。いこいの場としてご利用ください」とあいさつ。神楽による悪魔祓いなどが行われた後、完成を祝ってだんごまきが行われました。

この建物は、県の農村アメニティ集落支援事業の一環として計画されたもので、「住みたいまちはみんなで作る」を合言葉に、柱の杉は住民有志が無料で提供し、加工し、総事業費700万円をかけて建設しました。



全国都市緑化にいがたフェア 新津会場でチューリップ染め教室開講

8月28日から9月3日までの間、全国都市緑化にいがたフェア新津会場で、町内のお花のボランティアグループ『チューリップ畑』が草木染め教室を開きました。

会場では、タマネギやシソを用いた草木染めの体験コーナー、小さなカゴ作りコーナーを設けたほか、チューリップなどの染物の展示や販売、今年4月29日に沢海の阿賀野川床固め公園で開催されたチューリップフェアでの活動を中心に様々な活動紹介をパネル展示しました。多くの人たちが体験コーナーを訪れ、参加し、大盛況となりました。



有名人?による交通安全運動出発式 高齢者宅を訪問し事故防止を呼びかける

9月21日から30日まで秋の全国交通安全運動が行われ、初日の21日には、南警察署、交通安全協会、交通安全母の会、交通安全指導員などのほか、有名人に見立てた同姓同名の方も参加し、およそ50名が役場で高齢者宅訪問指導出発式を行いました。

参加者たちは、各班に分かれ横越地区の高齢者宅を訪問、有名人の同姓同名の長谷川一夫さん、近藤勇さんもいっしょに回り、反射材や交通安全チラシ、母の会が作った手芸チューリップなどをお年寄りに手渡し、交通事故防止を呼びかけました。



10月 は土地

大規模な土地取引を行ったら 一週間以内に届出を

土地取引を行ったら：

国土利用計画法第二三条第一項の規定により、大規模な土地について売買等の取引をした場合は、土地の権利取得者（売買の場合は買主）は土地の利用目的、取引価格等を契約締結後二週間以内に土地の所在する市役所または町村役場を通じて県知事に届出する必要があります。
※届出の必要な土地売買等の面

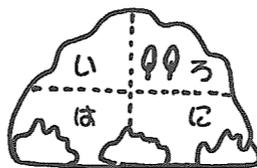
積要件

- ・市街化区域 二千㎡以上
- ・市街化区域以外の都市計画区域 五千㎡以上
- ・都市計画区域外 一万㎡以上

届出を行うと：

県知事は、適正かつ合理的な土地利用を図るため、届出のあった土地の利用目的に関し必要な助言・勧告等を行う場合があります。

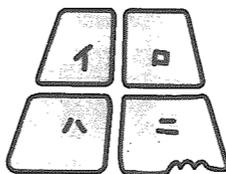
届出が必要



売る人 (土地)
甲さん (い)
乙さん (ろ)
丙さん (は)
丁さん (に)

買う人
Aさん

届出が不要



売る人 (土地)
甲さん (イ)
(ロ)
(ハ)
(ニ)

買う人
Aさん
Bさん
Cさん
Dさん

届出をしなかったら：

次の場合には、国土利用計画法違反となり、六カ月以下の懲役または百万円以下の罰金に処せられる場合があります。
(1)届出が必要であるにもかかわらず、契約締結後二週間以内に届出をしなかった場合
(2)届出について虚偽の届出をした場合

▼問い合わせ 企画財政課
☎三三五二二二一

法人土地基本調査・ 法人建物調査 にご協力を

十一月に全国で「法人土地基本調査及び法人建物調査」が行われます。

調査結果は、統計資料として公表されるほか、土地政策を的確に実施するための基礎資料などとして活用されます。

皆様のご理解とご協力をお願いします。

十月十一日から十七日まで 「違反建築防止週間」です

この週間は、県民一般に建築基準法の目的と内容について広く理解と認識を深め、違反建築の防止を図ること等を目的に実施されます。

国民年金保険料

便利でお得な
「6カ月前納」
「12カ月前納」
をご利用ください

国民年金には、将来の一定期間の保険料を前もって納めることができる「前納制度」があります。

保険料を前納すると、年五分五厘（複利原価法）の割引が受けられます。例えば、平成十年十月中に前納した場合、下表のようになります。また、毎月、保険料を納めるという手数が省け、納め忘れもなくなります。留守がちな人、収入が一定期間にかたよる人など、ぜひ前納制度をご利用ください。

国民年金保険料 納付相談日

十月二十一日(木)

午前十時～午後三時

場所は役場一階研修室です。

施されます。十月十四日には一斉公開パトロールを行います。

建築相談所の開設

十月十五日(木) 午前十時～午後三時

場所は新潟土木事務所建築課 ☎二三二一八三三四

十月は「労働保険適用 促進月間」です

労働保険（労災保険・雇用保険）は、農林水産業の一部を除き、従業員を一人でも雇用している事業主は、法人・個人を問わず労働保険に加入する義務が法律で定められています。未加入の事業主の方は、従業員が安心して働けるよう、加入の手続きをして下さい。

▼問い合わせ

新潟公共職業安定所

☎二四四一〇一三一

新潟労働基準監督署

☎二六六一三三三一

前納割引率（年5分5厘）		6ヶ月前納	12ヶ月前納
毎月納付		79,800円	163,800円
定額保険料 →		78,920円	159,790円
毎月納付 13,300円 平成11年度 14,000円	(割引額 880円)	(割引額 4,010円)	
毎月納付		82,200円	168,600円
定額と付加保険料 →		81,290円	164,470円
毎月納付 13,700円 平成11年度 14,400円	(割引額 910円)	(割引額 4,130円)	